



12月定例会号

No.39 平成30年[2018]
2月18日発行(年4回発行)

主な記事

2~3面 平成29年12月定例会の概要
4面 議会活動
県議会からのお知らせ

クイズ&プレゼント

正解者の中から抽選で

「図書カード」を10名様にプレゼント!!

Q 大畠才蔵、井澤弥惣兵衛らによってつくられた「小田井用水路」は、世界○○○○施設遺産に登録されています。「○○○○」に入る文字は何でしょう。

ヒント: 2~3面を読んでね!!

応募方法: 4面をご覧ください。

常任委員会活動リポート

パート2

6つの常任委員会のうち、前号に引き続き3つの委員会の活動を紹介します

総務委員会



和歌山大学観光学部棟



経済警察委員会

経済警察委員会では、平成29年11月6・7日に県内調査を行いました。

和歌山大学観光学部では、学部設置後10年間の実績、また、国連世界観光機関の観光教育認証取得など高度な人材育成の現状を調査するとともに、観光振興に向けた地域との連携の方針等について意見交換を行いました。

新宮警察署では、新築・移転された庁舎の設備、訓練の内容、管内治安情勢等について調査を行いました。

南方熊楠記念館では、南方熊楠生誕150周年を機にリニューアルされた施設・展示の概要、また、観光施設としての取組状況や入館者の推移等の調査を行うとともに、今後の観光振興についての意見交換などを行いました。

委員会では、今後も様々な調査を行い、県経済の発展や県民の安全・安心のため、全力で取り組みます。



有田川町地域交流センター「アレック」

総務委員会では、平成29年12月14日、有田川町域交流センター「アレック」において、「有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取組について調査を行いました。現在、地方では少子高齢化が進行し、人口流出や低位な出生率が課題となつておらず、各地域において自立的で持続的な社会の創生に取り組む必要があります。

有田川町では、創生総合戦略のひとつとして、市内の職員からまちづくりを直接学び、民間団体や若者・女性を巻き込んだ住民主体のまちづくりを推進しており、その現状や今後の取組について説明を受けました。

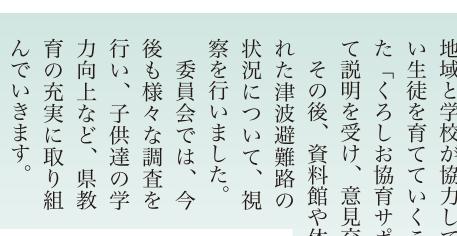
その後、地域交流センターの施設見学や旧田殿保育所跡地利活用事業の現地視察を行いました。委員会では、今後も様々な調査を行い、地域振興に取り組んでいきます。



旧田殿保育所



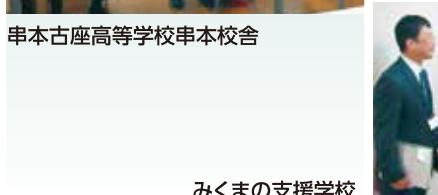
串本古座高等学校串本校舎



委員会では、今後も様々な調査を行い、子供達の学力向上など、県教育の充実に取り組んでいきます。

また、県立串本古座高等学校串本校舎では、学校長から、グローバルな視点を持つ地域と学校が協力して心身ともにたくましい生徒を育てる目的とした「グローカルコース」の内容及び生徒の全国募集の状況と、地域と学校が協力して心身ともにたくましくて説明を受け、意見交換を行いました。

その後、資料館や体育館の裏山に整備された津波避難路の状況について、視察を行いました。委員会では、今後も様々な調査を行い、子供達の学力向上など、県教育の充実に取り組んでいきます。



みくまの支援学校



委員会では、今後も様々な調査を行い、子供達の学力向上など、県教育の充実に取り組んでいきます。

文教委員会

文教委員会では、平成29年11月29日に県内調査を行いました。

県立みくまの支援学校では、児童・生徒による創作ダンスの発表を見学した後、学校から、支援学校における教育方針や、学校・家庭・地域が密に連携することにより、南海トラフ巨大地震による津波等の災害から子供の命を守る取組状況について説明を受け、課題や問題点などの意見交換を行いました。

議員提案による「和歌山県手話言語条例」の制定

手話は「言語」であり、そして、ろう者の「いのち」である。

12月定例会において、「和歌山県手話言語条例」議案が全会一致で可決され、平成29年12月26日公布・施行されました。

この条例は、障害者団体等の皆様からの要望で実現したもので、手話を理解を深めるとともに、ろう者とろう者以外の方が「言語」である手話を架け橋として心を通わせ合い、互いを理解し、尊重し合う共生社会を実現するため、制定されました。条例の構成は、右のとおりです。

- 目的
- 基本理念
- 県の責務
- 市町村等との連携
- 事業者の役割
- 県民の役割
- 計画の策定及び推進

- 手話を習得する機会の確保
- 手話を学習する機会の確保
- 手話を用いた情報発信等
- 手話通訳者等の確保・養成等
- 学校における手話の普及
- 事業者への支援
- 財政上の措置

